

住宅マスタープランの紹介 ①

市では、今後の住宅政策の基本計画をこのたび策定しました。今回を第1回目として3回にわたり、その概要をお知らせします。

1. 住宅マスタープランの目的と構成

目的 住宅マスタープランは、市民生活の基本的事項としての住宅問題の改善を図るとともに、市の総合計画が目指す新しいまちづくりを住まいの面から具体化する住宅政策の指針を得ることを目的として策定しました。

期間 平成9年度～平成17年度

計画の構成

- ①住宅マスタープランの目的
- ②市の住宅事情と住宅政策の課題
- ③住宅政策の理念と目標
- ④基本的な施策の方針と展開方向
- ⑤住宅供給・改善計画
- ⑥住宅マスタープランの実現に向けて



2. 住宅政策の理念と目標

- (1) 都市像 都市と農村が調和した高知の玄関都市・南国
- (2) 住宅政策の理念と目標

理念	都市と農村が調和した高知の玄関都市にふさわしい住まいづくり
目標	①良質な住宅ストックを形成する。 ②障害者・高齢者が安心して暮らせる住まいづくり ③都市と農村が調和した快適で安全な住まいの環境を整備する ④地域に根ざした住まいづくり（HOP E計画）を進める ⑤市民の住まいづくり運動を促進する

- (3) 人口・世帯フレーム
目標年次（平成17年度）の人口・世帯数は、南国市総合計画の目標人口・世帯数と同様に次のとおりとします。

人口：60,600人 世帯数：19,400世帯

市民サービスの向上を目指し、 昼休み窓口サービスを拡充しています

昼休み窓口業務一覧

課・係名	業務内容
民生課	市民係 住民票、戸籍簿・抄本、印かん証明書の発行
	年金係 国民年金業務全般
保健課	国保係 *也保険への加入による国保離退届け *高額療養費支給申請書の受け付け *被保険者証の再交付、納税証明証の発行
	税務課 すべて0課 税諸証明発行（評価・課税・納税・所得証明）
福祉事務所	社会係 各種申請書類の交付
社会教育課	図書館 図書貸し出し、返却
	市民体育係 体育館、中央公民館などの使用の予約受け付け
総合案内所	来庁者への対応

四月一日から、昼休みの窓口サービスを拡充しています。実施している部署、業務は次のとおりです。なお、昼休み業務は少数の職員で対応しますので、通常より時間のかかる場合があります。また、業務を行った職員は午後一時から休憩時間を取りますので、ご了承ください。



第35回 南国市民体育大会

市民の健康を増進して、体位の向上を図るとともにスポーツに対する理解と関心を高め、活気に満ちた明るい地域社会の発展を図るために、次のとおり市民体育大会を開催します。

種目	会場	開催日時
テニス	新設・運動広場	7月27日(日)
バスケット	市民体育館	8月10日(日) 8:30
陸上競技	高専グラウンド	8月12日(火) 7:25
ゴルフ	ゴルフクラブ	8月17日(日) 8:40
柔道	東工業格技場	8月17日(日) 10:00
水泳	十市小プール	8月17日(日) 8:30
バドミントン	市民体育館	8月20日(木) 5:40
一般軟式野球	北部グラウンド	8月20日(木) 18:00から
少年軟式野球	北部グラウンド	8月22日(日) 8:00
ゲートボール	北部グラウンド	8月24日(日) 8:30
ソフトボール	北部グラウンド	8月24日(日) 9:00
バレーボール	市民体育館	8月31日(日) 13:00
クレー射撃	松尾射撃場	9月7日(日) 8:30
武道 (空手・剣道・柔道)	市民体育館	9月15日(日)
サッカー (男子)	市民体育館	9月7日(日) 8:30
ベタング	市民体育館	9月15日(日)
スカッシュバレー	市民体育館	9月15日(日)
わんぱく相撲	市立相撲場	9月15日(日)
卓球	市民体育館	

申し込み先 市民体育館（大塚甲2125）
電話 3498

申し込み締め切り 開催日の15日前まで、ただし、電話での受け付けは一切ありません

表彰 1～3位まで（武道に優秀賞）

- 備考
- ▶大会中の負傷は、応急手当のみ
 - ▶種目によって、雨天中止あり
 - ▶抽選は主催者が行い、組み合わせは、当日発表
 - ▶スポーツ傷害保険に加入すること。児童・生徒は保護者の承認印を要する

主催・主管 市、市教育委員会、市体育協会

● 人権と21世紀へ向けて①

「同和問題Q&A」は前号をもちまして終了させていただきました。今回からは、これからの人権について、世界の国々や日本では、どのようにこの問題をとらえ改善しようとしているのかについて述べたいと思います。



一九九〇年代は激動の時代だといわれています。人権をめぐる活動についても例外ではありません。特にここ二三年は、大きな動きが次々と起こっています。その一つは、世界では国際的な人権擁護の動きがありま

同和教育シリーズ

もう一つは、国内での動きです。昨年五月、地対財特法（同和対策のための特別措置法）の期限切れを迎え、地域改善対策協議会が「意見具申」をまとめ、政府に答申しました。

この「意見具申」を受けて政府は、同年七月「同和問題の早期解決に向けた今後の方

一九九四年、国連総会で「国連人権教育の十年」が決議されました。これは一九九五年から十年間を「国連人権教育の十年」と定め、世界中の人びとの生活の中に人権を根づかせ、すべての人間は生まれた時から自由と平等に生きる権利を生活や文化の中で実現しようとする一大プロジェクトです。日本でもこれを受け、昨年、「国内行動計画中間まとめ」を公表し、人権教育の十年に参加していくことになってい

「同和問題以外でも、日本国内の少数民族アイヌの生活と文化を守るため、「アイヌ新法」がもうすぐ成立しますし、「男女雇用機会均等法」の改正も進められています。このように、今、人権問題への取り組みは大きな転機を迎えています。

次回からは、このような最近の動きをくわしく紹介していきます。